

野洲市都市計画マスタープラン及び野洲市立地適正化計画の改訂について

今後さらに人口減少・少子高齢化が加速することが予測されるなかでも、拠点周辺の賑わいづくりと併せて郊外集落地の生活機能の維持を図りつつ、本市の特徴を活かした、持続可能なまちづくりを進めることを目的として、両計画の改訂を行います。

(1) 両計画について

都市計画マスタープランとは

- 都市計画法（第18条の2）に基づいて定める「市町村の都市計画に関する基本的な方針」となる計画です。
- 市町村が、都市づくりの課題に対応しつつ、市民の意見を反映させながら都市づくりの具体的な将来ビジョンを確立し、地域別のあるべき市街地像、課題に対応した整備方針、都市生活・経済活動等を支える諸施設の計画等を示すものです。
- 都市計画では、土地利用の規制・誘導や道路・公園などの都市施設の整備などを進めますが、これらは都市計画マスタープランに即して行う必要があります。

立地適正化計画とは

- 人口減少や少子高齢化社会においても持続可能な都市づくりの実現を図るための計画です。
- 国は、平成26年に都市再生特別措置法を改正するとともに、「コンパクト＋ネットワーク」の考えに基づき、医療・福祉・商業等の都市機能や居住機能がまとまって立地するよう、ゆるやかに誘導を図りながら、公共交通と連携した「多極ネットワーク型コンパクトシティ」を目指すように示しています。
- 住宅及び都市機能増進施設（医療施設、福祉施設、商業施設等）の立地の適正化を図ることを目的として、都市機能や居住を誘導する区域や、それらを誘導するための方針等を示します。

(2) 計画改訂の趣旨

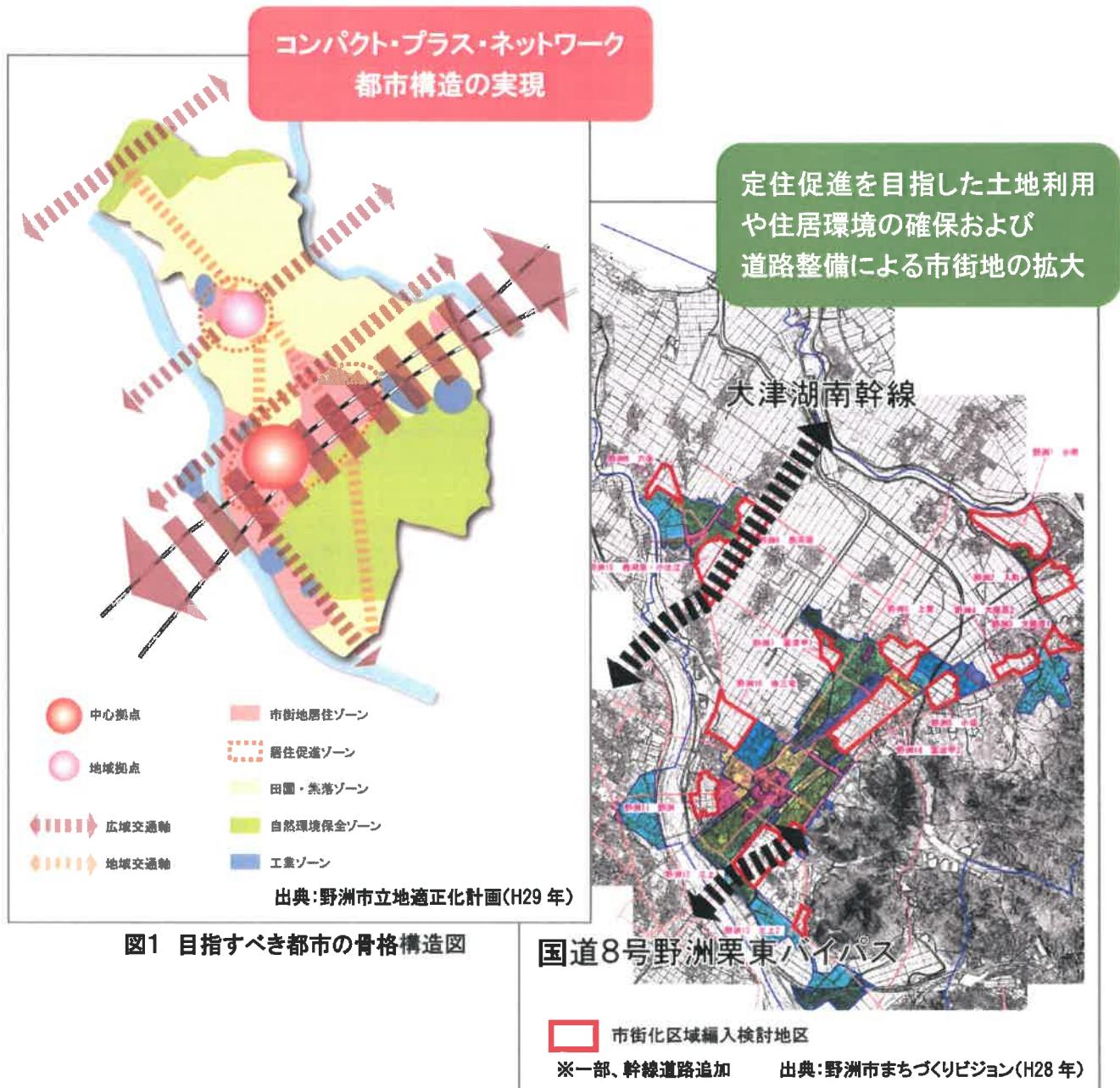
- 今回は両計画とも目標年次を迎えるにあたり、人口減少や少子高齢化の進展などの社会情勢の変化（※）に対応した計画の見直しを行うものです。
 - ・野洲市都市計画マスタープラン（H19.3策定、H25.4改訂）
 - ・野洲市立地適正化計画（H29.3策定、H30.6改訂）
- 滋賀県が見直しを進めている「大津湖南都市計画区域マスタープラン」との整合に配慮しつつ、野洲市の現状、また次ページの内容を踏まえながら、本計画の見直しを行います。

※近年の社会情勢の変化に対応して、様々な法制度改正が行われており、そのうち本計画に関連する主なものをP.3に整理しています。

【要点】コンパクト・プラス・ネットワークと市街地拡大が両立した土地利用のあり方検討

本市では、定住促進を目指した土地利用や住居環境の確保と、国道8号野洲栗東バイパスや大津湖南幹線などの道路網整備による市街地の拡大を図ってきた一方で、野洲市立地適正化計画ではコンパクト・プラス・ネットワーク都市構造の実現を目指した都市機能や居住の誘導が位置づけられています。

このように、効率的な都市経営と都市の活力の維持・向上を両立させた土地利用のあり方について検討する必要があります。



【その他の事項】

- ◆ 市街化調整区域における集落維持のための対策の見直し
- ◆ 幹線道路網整備の充実
- ◆ 豪雨災害に対する治水対策強化を踏まえた安全安心なまちづくり
- ◆ 中心拠点(JR野洲駅周辺)の機能強化
- ◆ 身近な都市緑地・公園の充実

【参考】平成 25 年度以降の法制度改正

年月	法改正等	概 要
平成 26 年 4 月	公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について（総務省要請）	<p>全国的に公共施設等の老朽化対策が大きな課題となっている中で、厳しい財政状況等を踏まえつつ、長期的な視点をもって、公共施設等の更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことが必要なことから、各地方公共団体に公共施設等総合管理計画の策定を要請するもの</p> <p>⇒ H29. 3 「野洲市公共施設等総合管理計画」策定</p>
平成 26 年 8 月	「都市再生特別措置法の一部を改正する法律」施行 ⇒『立地適正化計画制度』創設	<p>「立地適正化計画」は、住宅及び都市機能増進施設（医療施設、福祉施設、商業施設等）の立地の適正化を図ることを目的として、市町村が定める計画</p> <p>⇒ H30. 6 「野洲市立地適正化計画（改訂版）」策定</p>
平成 26 年 11 月	「まち・ひと・しごと創生法」施行	<p>我が国における急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくため、まち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施するもの</p> <p>⇒ H28. 3 「野洲市人口ビジョン」、「野洲市まち・ひと・しごと創生総合戦略」策定</p>
平成 26 年 11 月	「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律」施行	交通政策基本法（平成 25 年 12 月施行）の基本理念に則り、地方公共団体が中心となり、まちづくりと連携し、面的な公共交通ネットワークの構築を目指すもので、「地域公共交通網形成計画」を制度化
平成 27 年 2 月	「空家等対策の推進に関する特別措置法」施行	適切な管理が行われていない空家等に対し、地域住民の生命・身体・財産の保護、生活環境の保全、空家等の活用のため対応が必要なことから、市町村による空家等対策計画の作成等を通じて、関連施策を総合的かつ計画的に推進するもの
平成 27 年 4 月	「都市農業振興基本法」施行	都市農業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、都市農業の安定的な継続を図るとともに、都市農業の有する機能の適切かつ十分な発揮を通じて良好な都市環境の形成に資することを目的とするもの
平成 28 年 12 月	市街化調整区域における既存建築物の用途変更に係る「開発許可制度運用指針」改正	市街化調整区域の古民家等の既存建築物を観光振興や移住・定住促進に活用しようとする場合に用途変更ができるよう、開発許可制度の運用を弾力化するもの（対象とする用途類型の例：観光振興のために必要な宿泊、飲食等の提供の用に供する施設、既存集落の維持のために必要な賃貸住宅等）
平成 29 年 6 月	「都市緑地法等の一部を改正する法律」施行（一部は平成 30 年 4 月施行）	様々な役割を担っている都市の緑空間を、民間の知恵や活力をできる限り活かしながら保全・活用していくため、都市緑地法、都市公園法、生産緑地法、都市計画法等を改正するもの
		⇒ 今年度「野洲市みどりの基本計画」策定作業着手

(3) 計画の目標年次

- 野洲市都市計画マスタープラン、野洲市立地適正化計画とともに、改訂から概ね 10 年後の**令和 12 年（2030 年）**を目標年次とします。
- 目指すべき方向性（都市の将来像など）については、20~30 年後の長期を見据えて設定します。
- 計画期間内であっても、社会情勢の変化などにより、必要に応じて見直しを図ります。

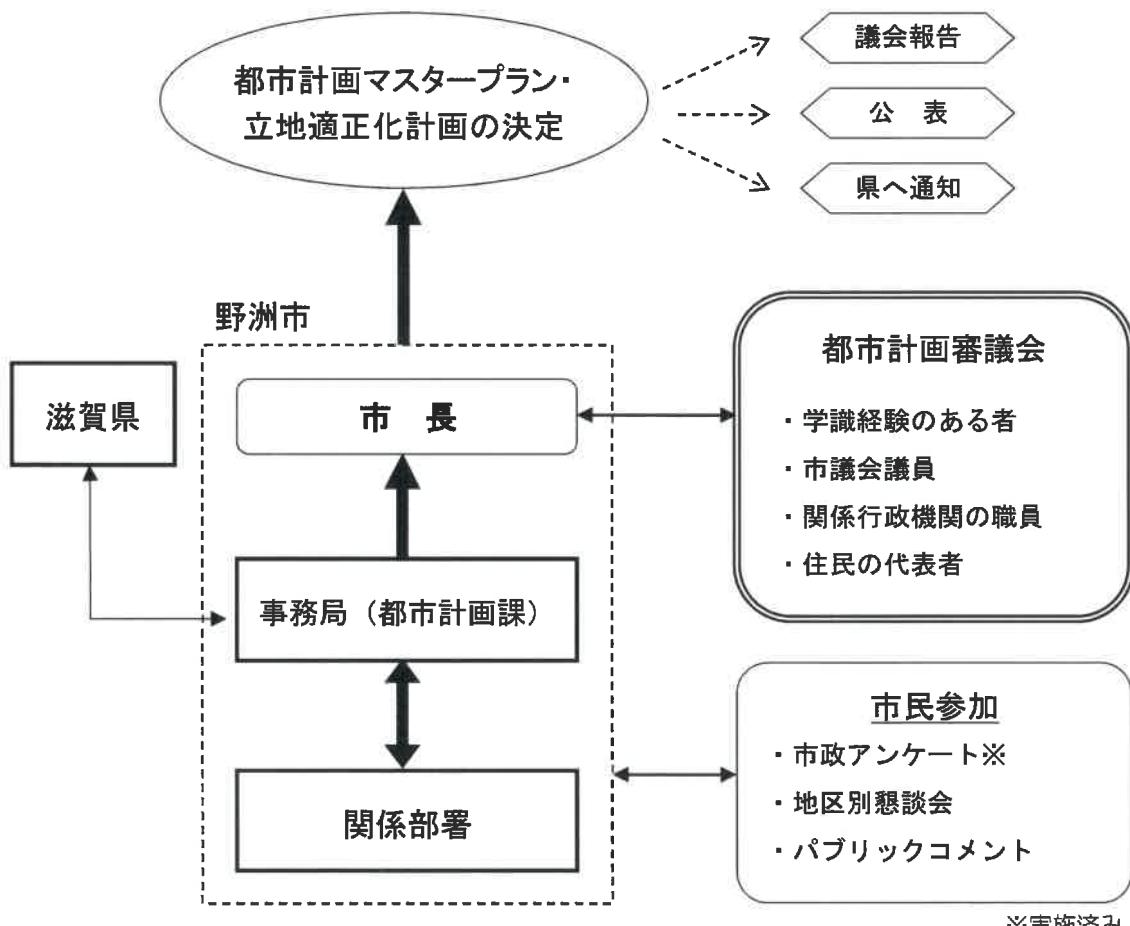
(4) 計画の対象区域

野洲市都市計画マスタープラン、野洲市立地適正化計画とともに

対象区域は**都市計画区域（琵琶湖を除いた市内全域）**とします。

(5) 計画の改訂体制

都市計画マスタープラン、立地適正化計画は、以下の体制により改訂を行います。



【野洲市都市計画マスタープランの改訂体制】

(6) 改訂スケジュール

